

昭和十六年十二月八日決議

月 日 執行

書記官

議長

書記官長

副議長

案

一 米國及英國ニ對スル宣戰ノ布告ノ件

國務院

一月至四月一
 九時向...
 以...
 原...
 用...
 在...
 十...
 十...
 十...

右
 日(曜日)午前十時會議
 御出席相成度議長ノ命ニ依リ此段及御通知候也

昭和 年 月 日

樞密院書記官

議長

各員申書ノ際

副議長

親王

國務大臣

顧問官

宛各通

説明員

星野由陶書記官長

鈴木企畫院總裁

森山法制局長官

谷傳教司總裁

山中外務省東亞局長

阪本外務省陸亞局長

松本外務省條約局長

武藤陸軍省軍務局長

岡海軍省軍務局長

樞密院

議事日程

一 米國及英國ニ對スル宣戰ノ布告ノ件

右本日(月曜日)午前十時四十五分會議ヲ開ク

昭和十六年十二月八日

議事日程

昭和十六年十二月十日

書記官

高辻

書記官

書記官長

案

一 米國及英國ニ對スル宣戰ノ布告ノ件 審査報

告筆記寫

右御祈望ノ向ク有之候間為御参考及御

送付候也

昭和十六年十二月十日

樞密院書記官

樞密院

高辻

議長

副議長

顧問官

北 右通

金子修司氏等が議長として在りて

議長として在り

「連年交渉が甚だしく困難なるに

十二月十一日拂合の旨を宣仁親王殿下に御座席に在り

昭和十六年十二月十日 決議

月 日 執行

書記官

議長

副議長

書記官長

一 對米英戦、共同遂行、單獨不講和及新秩序
建設協力ニ關スル日本國、ドイツ國及「イタリア」
國間協定締結ノ件

昭和十六年